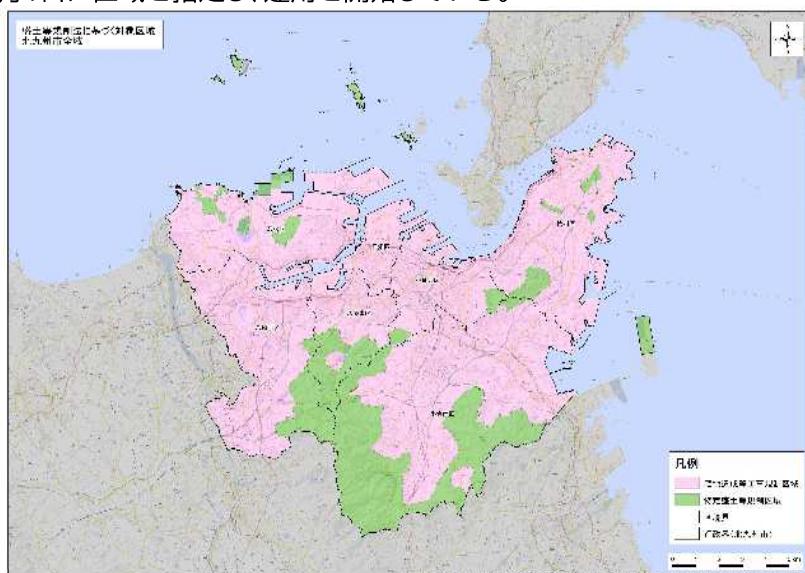


第4回 盛土に関する専門会議

北九州市都市戦略局開発指導課

盛土規制法の運用状況

- 盛土規制法に基づく対象区域
→令和7年4月1日に区域を指定し、運用を開始している。



盛土規制法の運用状況

■ 許可対象となる盛土等の規模

〈土地の形質の変更(盛土・切土)〉

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

例え… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m超 3,000m超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

*「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

〈一時的な土石の堆積〉

例え… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m超 1,500m超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m超 3,000m超 となるもの
イメージ図		

盛土規制法の運用状況

■ 許可件数 (11月末時点)

- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事 17件 (参考)令和6年度許可件数:12件
- ・土石の堆積に関する工事 1件



■ 届出件数 (11月末時点)

- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事 36件
- ・土石の堆積に関する工事 5件

■ 崖に関する指導・継続監視

令和7年8月豪雨に伴うがけ崩れ

【令和7年8月豪雨に伴うがけ崩れの事例】八幡東区天神町

適切な維持管理が行われていない場合は、法第22条に基づき、所有者を確認したうえで、状況を伝えるとともに復旧等の対応を促している。

(参考) 宅地造成及び特定盛土等規制法 第22条

宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等(宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。)に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

既存盛土調査の概要

■ 目的

盛土規制法第4条(基礎調査)に基づき、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害防止のため、規制区域内にある既存盛土等の分布状況や災害発生の危険性について調査を行うもの。

■ 調査対象

規制区域内において許可又は届出を要する規模の盛土等

そのうち…

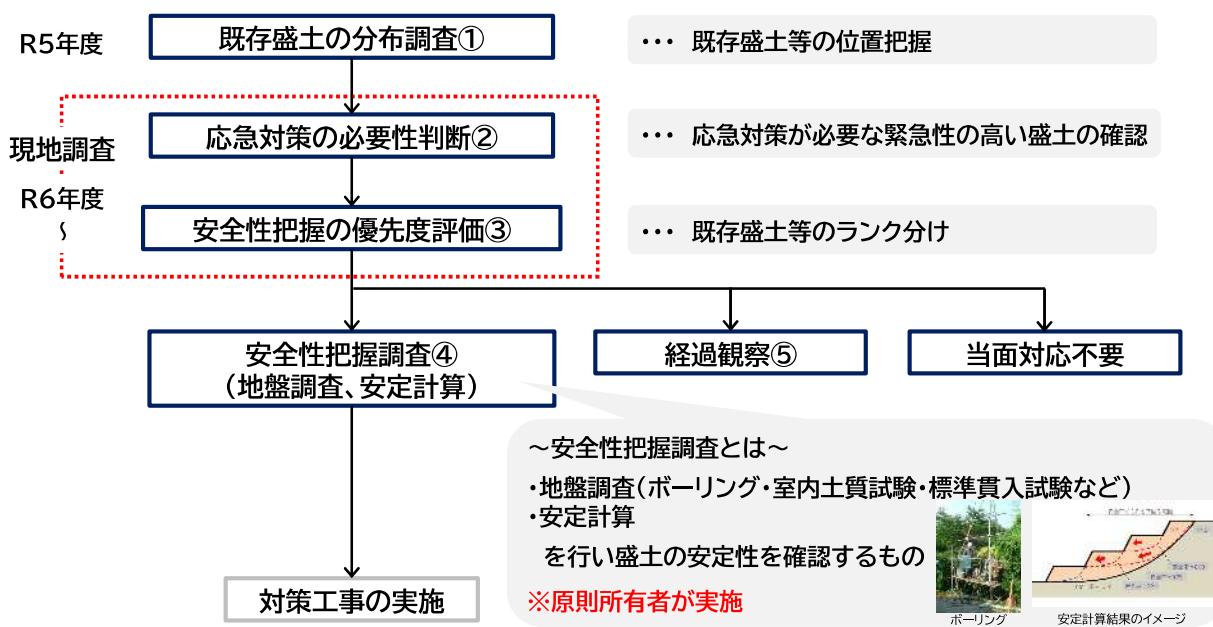
- 面積が3,000m²以上の盛土等
- 面積が3,000m²未満の盛土で、災害が発生する危険性が高いと考えられるものを優先的に調査している。



(参考) 災害が発生する危険性が高いと考えられるもの

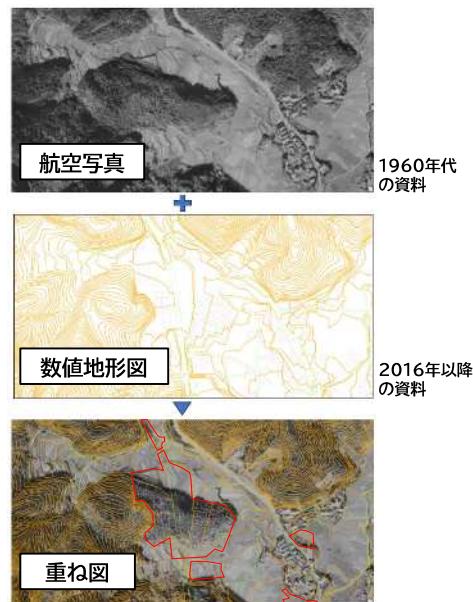
- ・過去に災害が発生した盛土、切土
- ・住民からの通報等により地方公共団体が危険性を把握している盛土、切土
- ・保全対象が直下に存在する谷埋め盛土
- ・原地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上の腹付け盛土
- ・切土高が特に高く(15m以上)、土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)に指定されている切土

既存盛土調査の流れ



既存盛土等分布調査①

■ 盛土等の抽出



応急対策の必要性判断②

■ 調査内容

公道等から現地確認を行い、必要に応じて応急対策を実施する。

■ 「応急対策が必要な盛土等」の例

応急対策が必要な盛土等の例（既に崩壊が発生している場合）

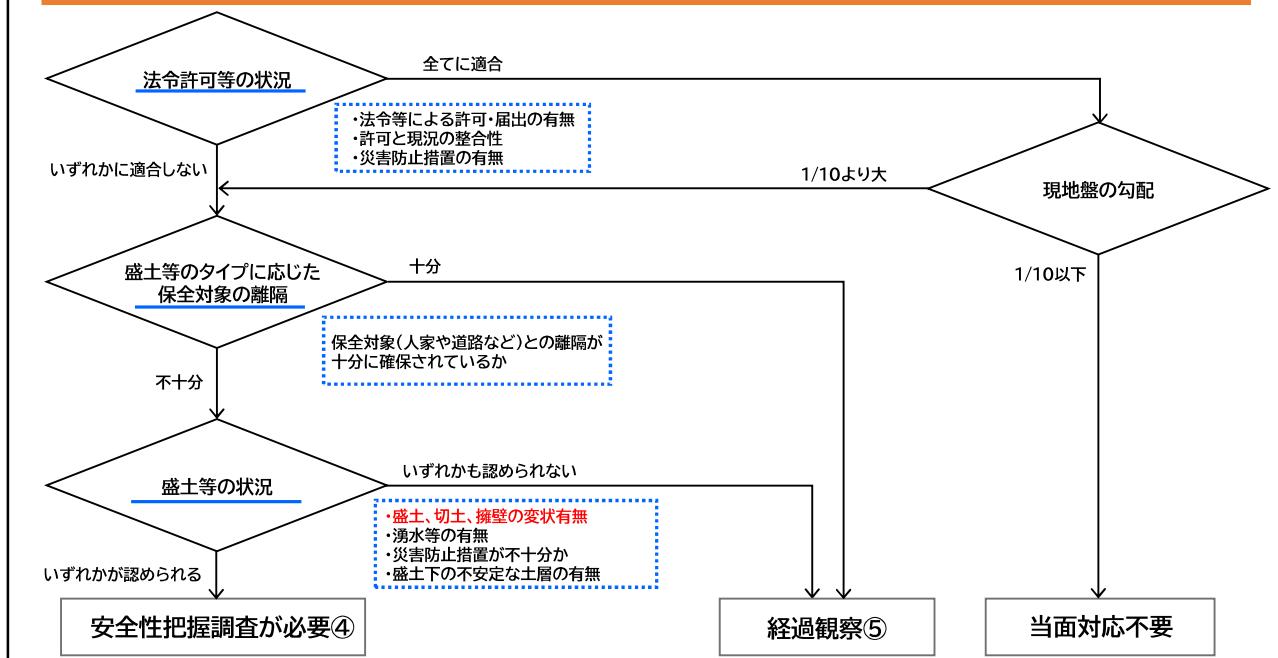
イメージ	盛土等の状態

応急対策が必要な盛土等の例（崩壊し始める場合）

イメージ	盛土等の状態

「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」より

安全性把握調査の優先度評価③(優先度評価のフロー)



安全性把握調査の優先度評価③ (盛土、切土及び擁壁の変状の有無)

■ 「既に崩落が発生し又は崩落し始めている盛土」

既に崩壊が発生し又は崩壊し始めている盛土の例 (既に崩壊が発生している場合)		
イメージ	盛土等の状態	
	<ul style="list-style-type: none"> 盛土のり面に崩壊が発生し、盛土頭部や中間ににおいて土砂が不安定化している。二次災害の発生や被災の拡大のおそれがある危険な状態である。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の倒壊や道路の大規模な陥没・隆起等、盛土の崩壊が発生している。二次災害の発生や被災の拡大のおそれがある危険な状態である。 	
既に崩壊が発生し又は崩壊し始めている盛土の例 (崩壊し始めている場合)		
イメージ	盛土等の状態	
	<ul style="list-style-type: none"> 盛土のり面に部分的な崩壊や、のり面に大規模な陥没・隆起等、明瞭な変状が生じる等、崩壊し始めている(崩れかけている)。 崩壊には至っていないが、龜裂や段差が連続し、明らかに崩壊プロセスとして移動し始めており、放置すると崩壊の拡大のおそれがあり、危険な状態である。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 盛土のり面に大規模な亀裂・明瞭な段差が生じ、崩壊が大きくなっている等、崩壊し始めている(崩れかけている)。 崩壊には至っていないが、龜裂や段差が連続し、明らかに崩壊プロセスとして移動し始めており、放置すると崩壊の拡大のおそれがあり、危険な状態である。 	

「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」より

安全性把握調査の優先度評価③（盛土、切土及び擁壁の変状の有無）

■ 「崩落を示唆する変状が認められる盛土」

→ 一定の連続性を有し、点在する変状をつなぐと崩壊ブロックが想定される変状

崩壊を示唆する変状が認められる盛土の例		盛土等の状態
		・一定の連続性を有し、点在する複数の変状をつなぐと崩壊ブロックが想定される場合（確認できる場合は、愛称地盤傾斜盛土等の進行性がある場合）は、「崩壊を示唆する変状」と判断する。
		・面的に連続した、クラック、陥没、沈下、隆起など、盛土上面において、崩壊ブロックの移動を示唆する変状が認められる。
		・傾壁の連続したクラック・傾斜、面的な目地ズレ・ハラミなど、傾壁全体の移動を示唆する変状が認められる。特に、水平クラックや連続した傾斜などは、崩壊を示唆する動きとして注意を要する。
		・のり面の連続したクラック、面的なハラミ・凹凸など、崩壊ブロックの移動を示唆する変状が認められる。特に、法崩部の亀裂や沈下、法崩部の押出し・隆起などは、崩壊を示唆する動きとして注意を要する。

「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」より

安全性把握調査の優先度評価③（盛土、切土及び擁壁の変状の有無）

■ 「その他部分的な変状が認められる盛土」

→ 変状が進行した場合等には、**盛土全体の安定性に影響を及ぼす可能性がある変状**

その他部分的な変状が認められる盛土の例		盛土等の状態
		・一定の連続性や進行性は確認されないものの、盛土の裏面や小段に局所的・部分的な変状が認められるものは、「その他部分的な変状」と判断する。
		・部分的な盛土上面のクラック、沈下、隆起などが認められる。
		・部分的な傾壁のクラック、傾斜、目地ズレ、ハラミなどが認められる。
		・部分的なクラック、ハラミ、など・のり面に沿った食跡が確認される。

「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」より

安全性把握調査の優先度評価③（盛土の安定性に関係ない事象の例）



「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」より

経過観察

■ 経過観察の内容と頻度

区分	方法	目視・観察の内容	頻度
経過観察 (詳細) ※安全性把握調査対象の盛土等	近接目視による 現地確認	・変状、湧水等の新規発現 ・湧水等の変化 ・災害防止措置の形状、構造の変化	・おおむね 1年ごと ・大地震時、豪雨時
経過観察 (詳細)	近接目視による 現地確認	・変状、湧水等の新規発現 ・湧水等の変化 ・災害防止措置の形状、構造の変化	・おおむね 5年ごと ・大地震時、豪雨時
経過観察 (概略)	公道等からの 現地確認	・土砂の流出等の発生の有無や 状態変化	